

令和8年度城山中学校いじめ防止基本方針

富山市立城山中学校

# 目 次

## 1 城山中学校いじめ防止基本方針について

- (1) 目的 . . . . . 1
- (2) 基本理念 . . . . . 1

## 2 本校のいじめの実態と課題について

- (1) 本校の実態 . . . . . 1
- (2) 本校の課題 . . . . . 2

## 3 いじめ問題への対応について

- (1) いじめの防止のための取組 . . . . . 3
- (2) いじめの早期発見のための取組 . . . . . 3
- (3) いじめが起きたときの対応 . . . . . 3

## 4 重大事態への対処について

- (1) 重大事態とは . . . . . 9
- (2) 重大事態の対応についての留意事項 . . . . . 9

## 1 城山中学校いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立城山中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基いて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「城山中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての生徒に関わる問題であることから、生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて生徒が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

- ・昨年度確認したいじめはいずれも解消してはいますが、関係した生徒については現在も注意深く見守っています。また、人間関係づくりの未熟さからトラブルに発展するケースが見られました。このような事態に対応するため、ケース会議を開いたり、スクールカウンセラーと連携して生徒との面談を行ったりしました。
- ・普段の生活の何気ない会話にも相手を傷付ける言葉や、軽はずみな行動が見られることがあります。休憩時間等に見回りをするなど、空白の時間をつくらないように心掛けています。
- ・本校では、道徳教育や人権教育に力を入れています。人権週間では、「城中人権宣言」を作成するなど、引き続き人権意識の啓発や人権教育を充実させていきます。また、アサーショントレーニングを取り入れるなどして、生徒同士がよりよい関係を築けるよう各小学校とも連携して取り組んでいきます。

## (2) 本校の課題

- ・授業規律を守れない生徒や誹謗中傷する言動をとる生徒が、他の生徒の心を痛めているため、授業改善はもとより生徒自身が授業を大切にしようとする心を培うこと促したり、徳教育や人間関係づくりプログラムを改善、強化し、学校全体に広げたりする必要があります。
- ・毎日行う生活ノートの確認や教育相談、「さわやかアンケート」等から悩みを発見したケースが複数件ありました。今後も生徒とのやりとりや教員同士の情報交換、アンケートの実施等を通して、問題行動の早期発見に努める必要があります。

## 3 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の人権を認める」態度を育てるよう努めます。
  - ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、生徒の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
  - ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる、自己有用感を感じることが出来る集団づくりを進めます。
  - ・生徒会活動等、生徒による自主的な活動（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を支援し、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組みせ、自己指導能力を育てます。
  - ・生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努めます。例えば、人間関係づくりプログラムを充実させ、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
  - ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- 
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 休み時間や放課後の生徒の様子、生活ノート等で生徒との心のやりとりや、個人面談、家庭訪問等を通して、アンテナを高くして生徒を見守ります。
- ・ いじめられている生徒にとって、他に相談すること自体、勇気が必要であること、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底します。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・ 生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ問題対策委員会」で直ちに情報を共有し、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行います。

※参照①【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

②【図2 いじめが起こったときの組織的対応の流れ】

- ・ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた生徒といじめた生徒それぞれの保護者に連絡します。
- ・ 生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な支援を求めます。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・ いじめられた生徒とその保護者へは次のような支援を行います。
  - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた生徒の安全を確保します。
  - イ 必要に応じ、いじめた生徒を別室で指導すること等で、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにします。
  - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・ いじめた生徒とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
  - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。

イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

ウ いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為にあたる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行います。

オ 警察と連携した指導については、教育的に十分配慮し、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行います。

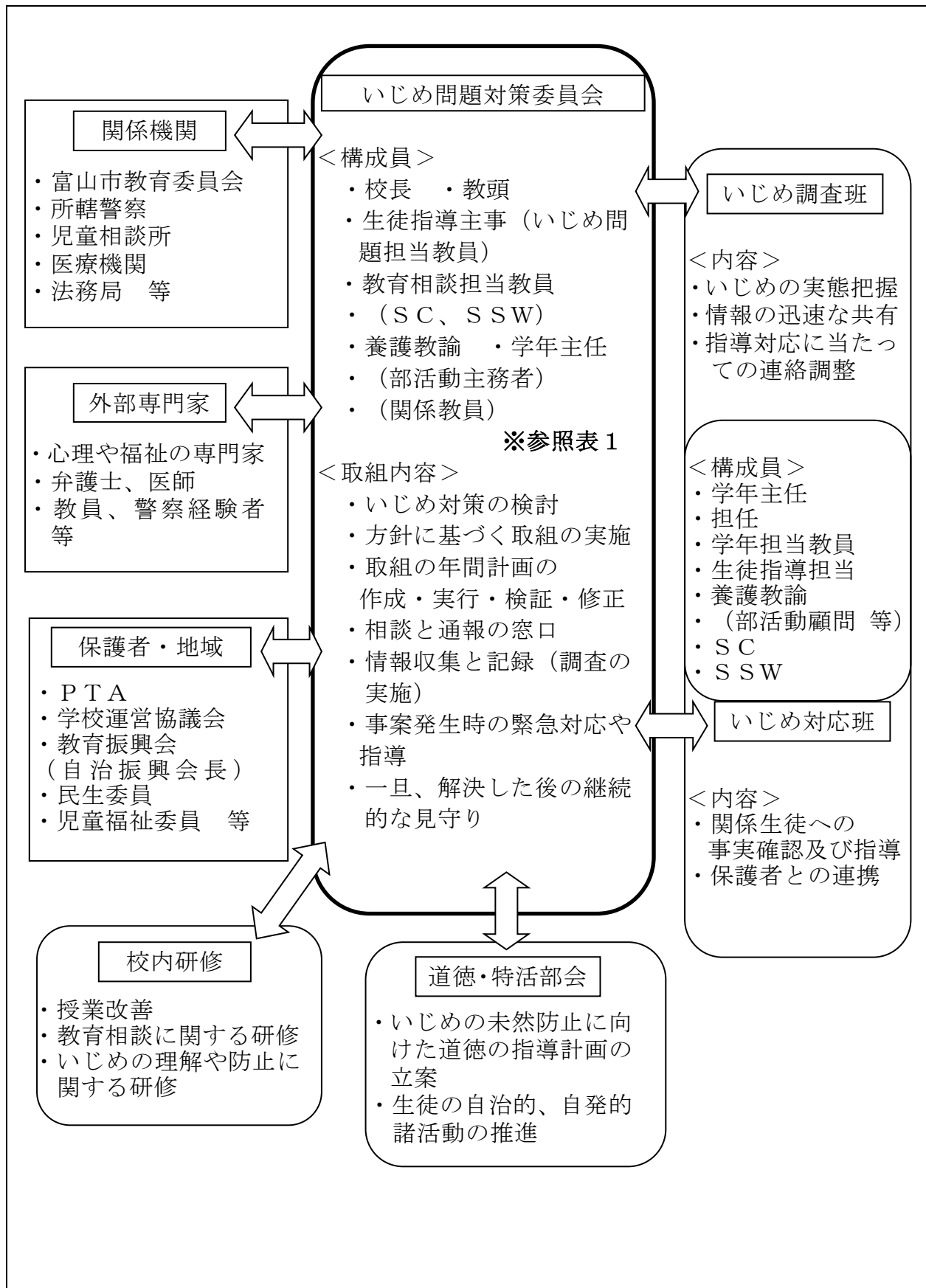
- ・いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪のみをもって終わるものではありません。被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の生徒と他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものです。
- ・単に謝罪をもって安易に解消したものはせず、少なくとも次の2つの要件を満たすまで見守りを続けます。

ア 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。

イ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて地方法務局等の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、全学年を対象とした情報モラル授業を実施します。また、保護者とも連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行います。
- ・教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告します。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

【 図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 】  
 (法第22条に基づく組織 <必置>)



【表1 校内いじめ問題対策委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	校長 寺崎 順子	総 括		
教頭	教頭 森川 誠		対応班	
生徒指導主事	生主 藤井 明代	調査班		
スクール カウンセラー	金木 崇宏	調査班	対応班	
スクール ソーシャルワーカー	伊井 隆		対応班	
各学年主任	1年 西野 麻利江 2年 和泉澤 浩 3年 中島 真生子	調査班	対応班	
養護教諭	井沢 悦子	調査班		
部活動担当教員	尾松 拓哉			
学年生徒指導 担当教員	1年 尾松 拓哉 2年 大村 亮太 3年 林 真史	調査班	対応班	



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等	いじめ問題対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解		事案発生時、緊急いじめ問題対策委員会の実施				
	職員会議	PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発		いじめ問題に関する職員研修会①			
未然防止への取組	いじめ実態把握調査	①学級・学年づくり 人間関係づくり					
	グループエンカウンター	人間関係づくりプログラム	生徒会による未然防止に向けた自治活動				
	情報モラル教室 人権に関する取組		人権に関する取組				
早期発見への取組		さわやかアンケート		保護者学校評価アンケート			
	教育相談週間						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ問題対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ問題対策委員会の実施			いじめ問題対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し	
		②学級・学年づくり 人間関係づくり (体育大会・学習発表会等)		いじめ問題に関する職員研修会②			
未然防止への取組			生徒会による「人権週間」への取組			道徳・特別活動計画へ生かす	
早期発見への取組		さわやかアンケート			さわやかアンケート		
		教育相談週間		保護者学校評価アンケート			

## 4 重大事態への対応について

### (1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- 生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
  - 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安とする。ただし生徒が一定期間連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する。）
- ※ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

### (2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会を通じて市長に報告し、その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。
- ・市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。